明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務一〇二）　一
○農業保険法施行規則の一部を改正する省令（農林水産六七）　二

〔告　示〕
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務二三七）　二
○外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件の一部を改正する件（財務二八八）　三
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件の一部を改正する件（同二八九）　三
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件（文部科学一九三）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一九八三～一九八九）　四
○消費生活用製品安全法第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件（経済産業二二五）　五
○道路に関する件（中国地方整備局一二三）　六
○道路に関する件（四国地方整備局八七～八九）　六
○都市計画に関する件（九州地方整備局一四四～一四六）　六

〔国会事項〕
内閣　七

〔人事異動〕
内閣　七

〔叙位・叙勲〕
内閣　七

〔皇室事項〕
内閣　八

〔官庁報告〕
産業　九
日本産業規格（経済産業省）　九
労働　九
最低賃金の改正決定に関する公示（愛媛労働局最低賃金公示三）　九
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　九

〔公　告〕
諸事項
裁判所　九
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　九
会社その他　三五

省令

○総務省令第百二号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月二十二日

総務大臣　金子　恭之

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務）	（法別表第一の総務省令で定める事務）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2～11　略］	［2～11　同上］
12　法別表第一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	12　［同上］
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　金融商品取引法第六十条の五第一項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項若しくは第三項（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の三第二項若しくは第八項（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第一項若しくは第七項（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十第二項若しくは第三項（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の十一第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	六　金融商品取引法第六十条の五第一項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項若しくは第三項（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の三第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
［七～四十二　略］	［七～四十二　同上］